

# 実践型地域雇用創造事業(仮称)

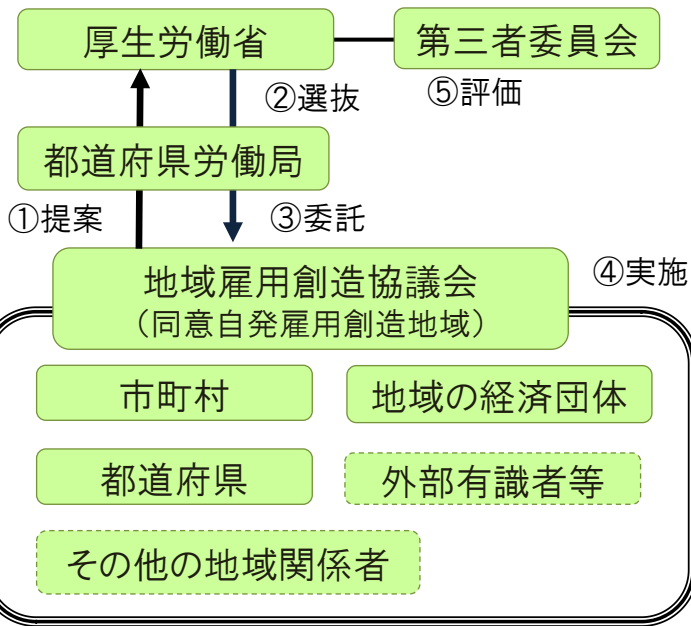
## 《概要》

「地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)」と「地域雇用創造実現事業」を統合して、新たに「実践型地域雇用創造事業(仮称)」として実施し、地域活性化の取組とそれに即した実践的な人材育成等とを一体的に進めることにより、雇用創造効果の向上を図る。

※「地域雇用創造推進事業」:雇用機会が不足している地域の自発的な人材育成等の雇用創造に向けた取組を最大3年間継続的に支援

※「地域雇用創造実現事業」:「パッケージ事業」を通じて育成した人材を活用し、地域活性化に資する事業の実施を最大3年間継続的に支援

## 実施スキーム



## 事業内容

地域の特性を活かした重点事業分野を設定(複数可)のうえ、地域の創意工夫による以下の雇用対策事業を策定、実施

### ①雇用拡大メニュー(事業主向け)

事業の拡大、新事業の展開等を支援することにより、地域の雇用機会の拡大を図る  
例:能力開発のためのセミナー、研修、労務管理等に関する相談 等

### ②人材育成メニュー(求職者向け)

地域で求められている人材を育成することにより、地域の雇用につなげる  
例:地域内外の講師によるセミナー、先進地派遣研修、専門的人材の育成 等

### ③就職促進メニュー

上記①②のメニューを利用した求職者・事業主などを対象に地域求職者の就職促進を図る  
例:求人情報の収集・提供、就職面接会の開催、求職者に対する相談 等

### ④雇用創出実践メニュー

上記②で育成した求職者を雇用し、地域の産業及び経済の活性化等の資する事業を行うことにより、波及的な雇用機会の増大を図る  
例:観光資源を活用した観光商品の開発、開発した商品のネットによる販売促進 等

## 実施期間

同一地域における事業期間は3年以内

## 事業規模

1地域あたり各年度2億円(雇用情勢の悪い地域の複数の市町村で実施する場合は2.5億円)を上限

## 対象地域

- ① 1又は複数の市町村であること
- ② 最近3年間(平均)及び最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1、0.67(1の2/3)未満である場合には0.67)以下であること